

2-9 中央帯構造

1. 横断歩道部での中央帯の幅員が $W=1.75\text{m}$ 以上の箇所については、分離帯をマウントアップ形式とし、路面との高低差は 2cm を標準とする。【解説1】
2. マウントアップ部には、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。【解説2】

【解説1】中央帯のマウントアップ形式

道路構造令では、4車線以上の路線については、中央帯の設置を行うこととなっている。

これは、4車線以上の路線になると横断歩道の延長も長くなるため、歩行速度の遅い高齢者や障がい者等の利用を考慮すれば、中央帯に滞留スペースを設けることが必要となってくることが1つの理由である。

さらに、滞留する人への安心感を与えるのと同時に、視覚障がい者等にとって指標とするため、切り下げ部縁石による高低差 2cm のマウントアップ形式を採用した。

ただし、中央帯の幅員が $W=1.75\text{m}$ 未満の箇所では、車いす等が滞留するスペース $W=1.0\text{m}$ 程度が確保できないため、マウントアップ部の設置は行わず、滞留スペースとしての位置付けをとらないこととした。

【解説2】視覚障がい者誘導用ブロックの設置

視覚障がい者の横断時における方向性の確認のためには、中央帯に何らかの指標となる物を設置することが望ましいので、視覚障がい者誘導用ブロックを設置することとした。

ただし、マウントアップ構造と同様に、中央帯の幅員が $W=1.75\text{m}$ 未満の箇所では、滞留スペースとしての位置づけをとらないため、視覚障がい者誘導用ブロックは設置しない。

設置方法については、「第6章 視覚障がい者誘導用ブロック」を参照すること。ただし、中央帯の幅員により設置方法が異なるので留意すること。

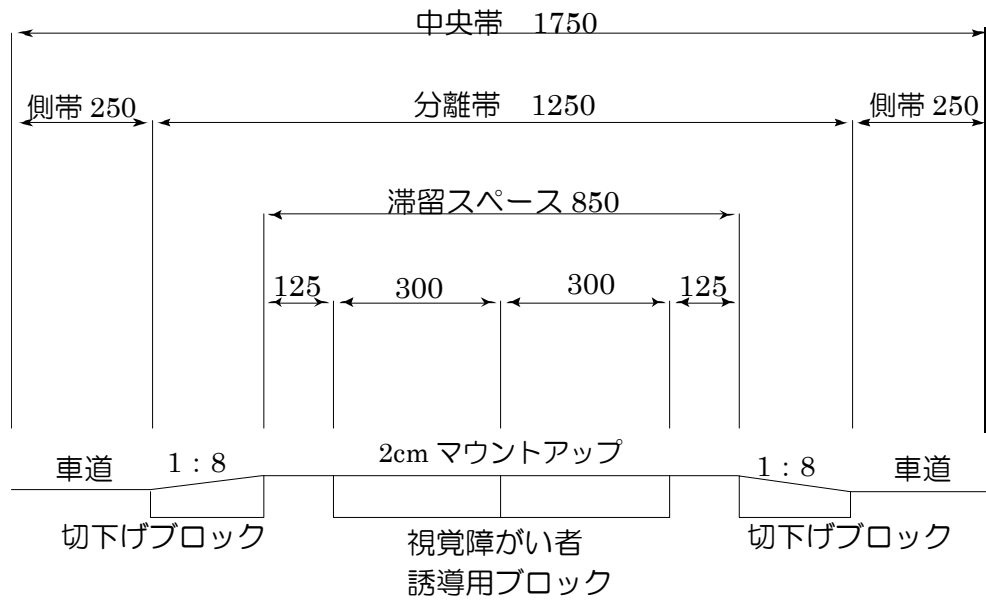


図2-9-1 中央帯への視覚障がい者誘導用ブロック設置例
(中央帯幅W=1.75mの場合)